第 2985 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 3月 15日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 申告に間に合わない場合

Q：私は、去年開業した個人事業者です。これまで、ずっと帳簿を付けていませんでしたので、記帳がなかなかはかどりません。今日中に申告が間に合わなかった場合はどうなりますか？

A：期限後でも申告はできますが、延滞税や加算税がかかってきます。

【解説】

確定申告は、申告期限後であっても提出することができます(これを期限後申告書といいます)が、この場合においては、次のような取扱いがされることとなっていますので注意してください。

① 青色申告特別控除は10万円が限度となり、65万円の特別控除は受けられなくなる。

② 雑損失の繰越控除、準損失の繰越控除・繰戻し還付、居住用財産の譲渡損失の繰越控除は、損失の生じた年分について期限内に申告書を提出していなければ適用が受けられない。

また、期限内に申告しなかった場合には、納付すべき税額に対し、次の割合を乗じて計算した延滞税と無申告加算税がかかりますので注意してください。

① 延滞税・・・申告期限の翌日から２ヶ月間については年4.1%、その後の期間については年14.6%

② 無申告加算税・・・15%(今年度の税制改正で20%になる予定、ただし、申告期限から２週間以内の申告で、一定の申告意思があると認められるものには賦課されない)